

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 特別措置法について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法(略称PCB特措法、H13年)の改正について

法改正:平成28年5月2日公布

施行:平成28年8月1日

平成29年11月、12月

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

PCB廃棄物の分類



トランス



コンデンサ



安定器

1 **高濃度** PCB廃棄物

PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの。

コンデンサは概ね100%、トランスは概ね60%

⇒中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処理

2 **低濃度** PCB廃棄物

(1) 低濃度PCB含有廃棄物

PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの。

(2) 微量PCB汚染廃電気機器等

非意図的に混入した微量のPCBに汚染されたもの。

⇒① 環境大臣の認定を受けた無害化認定施設で処理

② 都道府県知事の許可を受けた許可施設で処理

P C B 廃棄物の処理について(1)

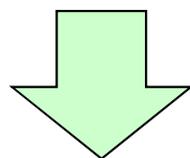
- トランス
- コンデンサ
- 廃 P C B 及び高濃度の P C B を含む廃油
- 3 kg 以上の電気機器



トランス
(変圧器)



コンデンサ
(蓄電器)



J E S C O 大阪事業所に搬入・処理

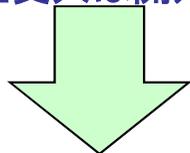
処分期間：平成33年3月31日まで

計画的処理完了期限：平成34年3月31日まで

P C B 廃棄物の処理について(2)

- 安定器
- 3 kg未満の小型電気機器
- ウェス
- 感圧複写紙
- 汚泥
- その他P C B汚染物

*注：現在受入は開始していない



J E S C O 北九州事業所に搬入・処理

処分期間：平成33年3月31日まで

計画的処理完了期限：平成34年3月31日まで



JESCOの概要

●高濃度PCB廃棄物の処分期間と事業エリア

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上
処分することができなくなります。

安定器及び汚染物等*

北海道(室蘭)・東京 事業エリア

処分期間：平成 35 年3月31日 まで

あと 1961 日

安定器及び汚染物等*

北九州・大阪・豊田 事業エリア

処分期間：平成 33 年3月31日 まで

あと 1231 日

変圧器・コンデンサー

北九州 事業エリア

処分期間：平成 30 年3月31日 まで

あと 135 日

変圧器・コンデンサー

大阪 事業エリア

処分期間：平成 33 年3月31日 まで

あと 1231 日

変圧器・コンデンサー

北海道(室蘭) 事業エリア

処分期間：平成 34 年3月31日 まで

あと 1596 日

変圧器・コンデンサー

東京 事業エリア

処分期間：平成 34 年3月31日 まで

あと 1596 日

変圧器・コンデンサー

豊田 事業エリア

処分期間：平成 34 年3月31日 まで

あと 1596 日

*小型電気機器の一部を除く

PCB特別措置法の改正概要（1）

【定義】

・用語

今回追加

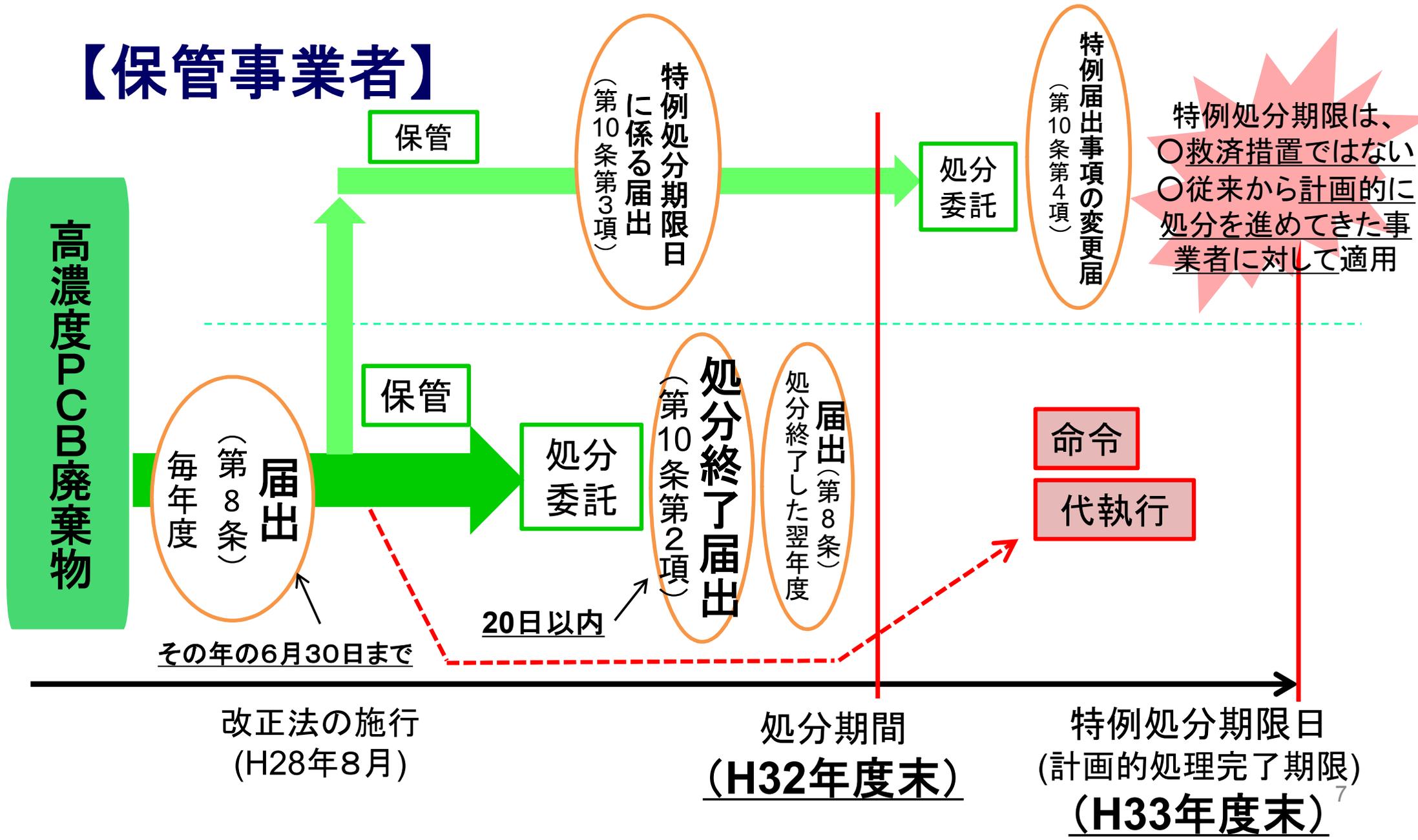
PCB含有 機器等	廃棄物となったもの	使用製品
対象物	・高濃度PCB廃棄物 ・その他のPCB廃棄物	・高濃度PCB使用製品 ・その他のPCB使用製品
事業者	保管事業者	所有事業者

・「処分期間」と「特例処分期限日」

→兵庫県の場合、高濃度PCB廃棄物の処分期間は、平成33年3月31日まで。特例処分期限日は平成34年3月31日。

PCB特別措置法の改正概要(2)

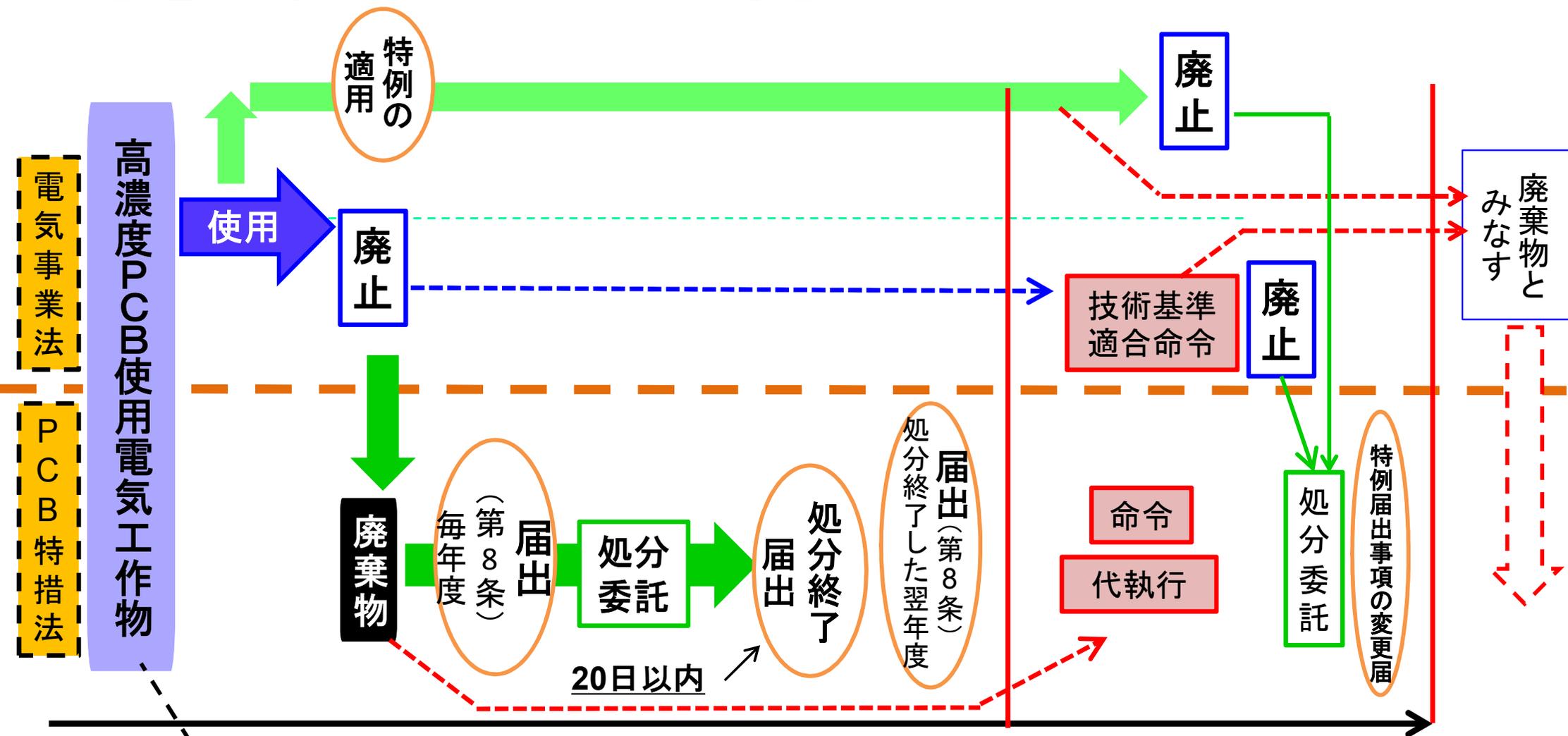
【保管事業者】



特例処分期限は、
○救済措置ではない
○従来から計画的に
処分を進めてきた事
業者に対して適用

PCB特別措置法の改正概要(4)

【電気事業法の適用対象】



- PCB内規に掲げられた12種類の電気工作物
- ①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、
 - ⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断器、⑩
 - 中性点接地装置、⑪避雷器、⑫OFケーブル

処分期間
(H32年度末)

特例処分期限日
(計画的処理完了期限)
(H33年度末)

PCB特別措置法の改正概要（5）

【PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限】（第17条）

相続や合併又は分割（全部を承継させるものに限る）の場合は認められますが、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは原則、禁止されています。

※譲渡し及び譲受けを行う場合は届出が必要です。

⇒解体工事等において、（建設廃棄物として）PCB廃棄物の処理を、元請業者に頼むことはできません！

高濃度PCB使用電気工作物

○問合せ先

- 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物）について

局・部・課	所在地	電話番号
経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	〒540-8535 大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6966-6048
経済産業省 中国四国産業保安監督部 電力安全課	〒730-0012 広島県広島市中区 上八丁堀6-30	082-224-5742

搬出までの保管方法

- 保管施設の周囲に囲いを設置
- 保管場所に掲示板を設置
- PCBの飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止
- 揮発防止、高温曝露防止、腐食防止

特別管理産業廃棄物保管場所

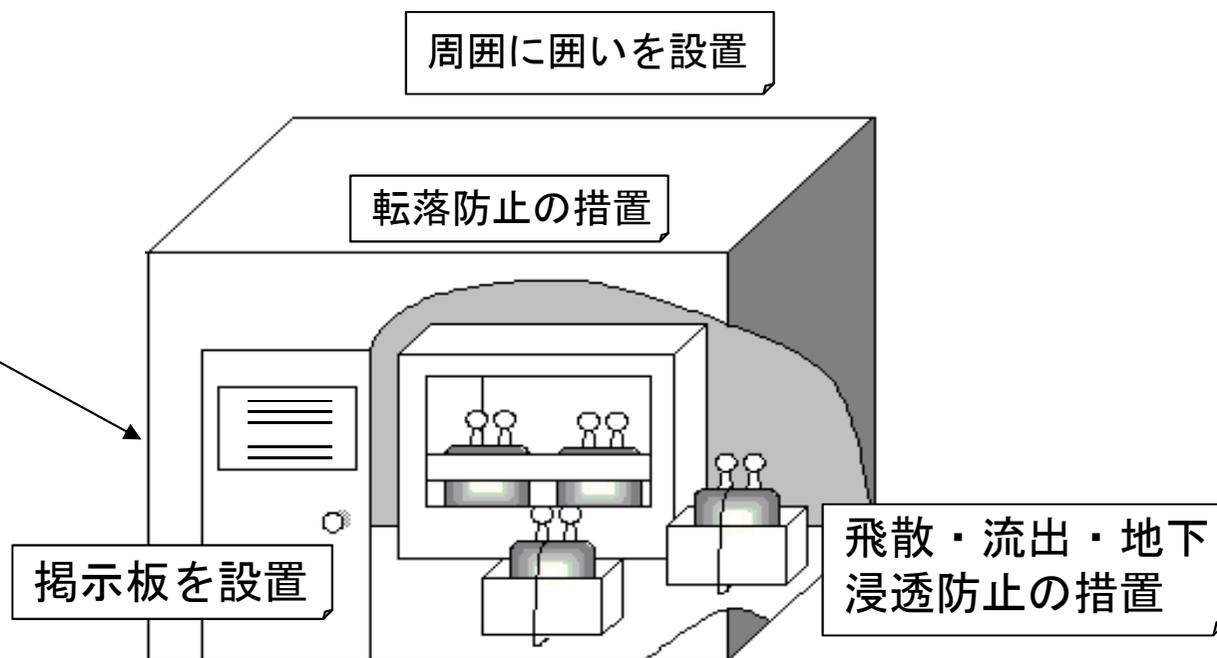
保管する特別管理産業廃棄物の種類
廃PCB等、PCB汚染物

特別管理産業廃棄物管理責任者：○○○○

連絡先：(△△△)△△△-△△△△

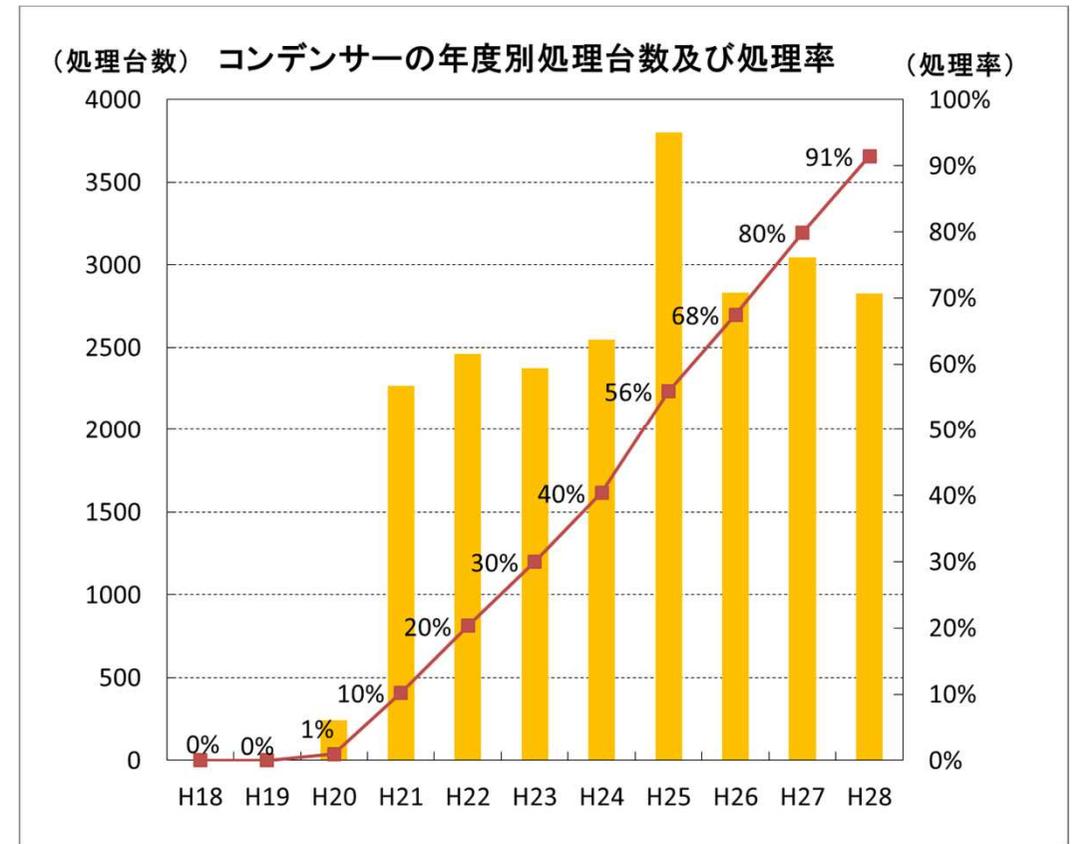
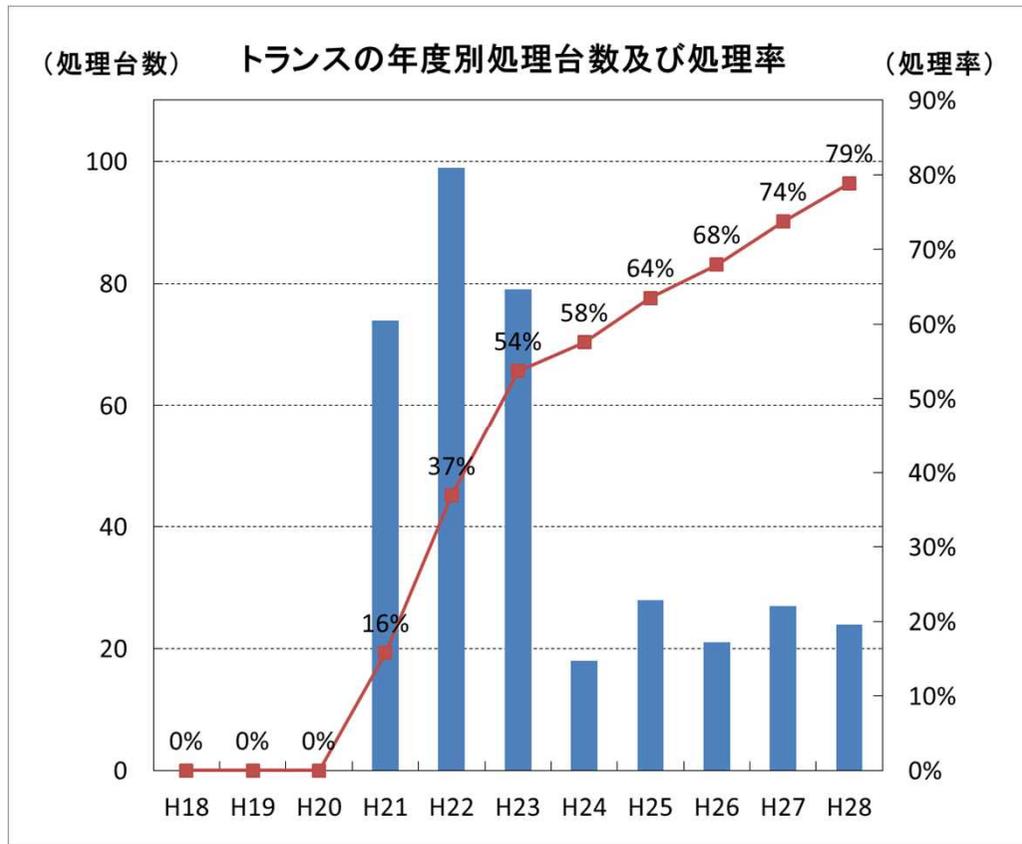
関係者以外の立入を禁止する。

(縦・横 60cm以上)



県内の高濃度PCB処理状況（1）

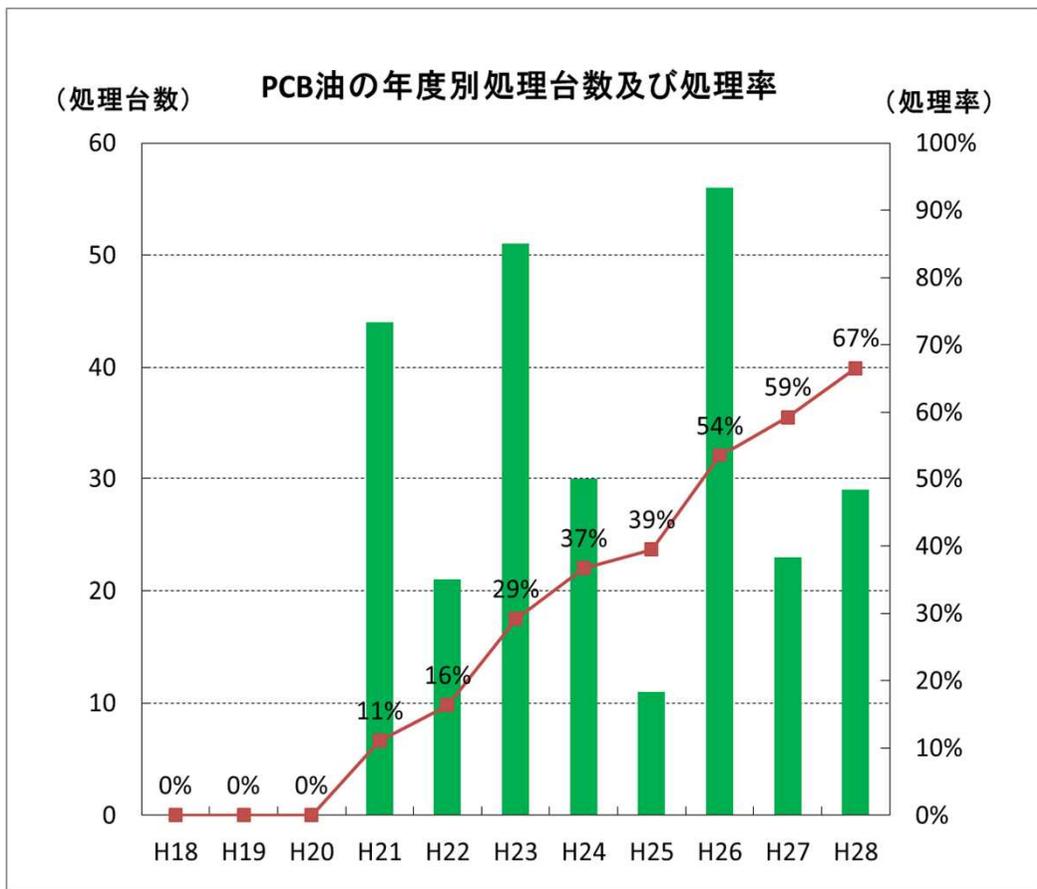
（JESCO大阪の処理状況）



トランス、コンデンサーともに順調に処理が行われている。

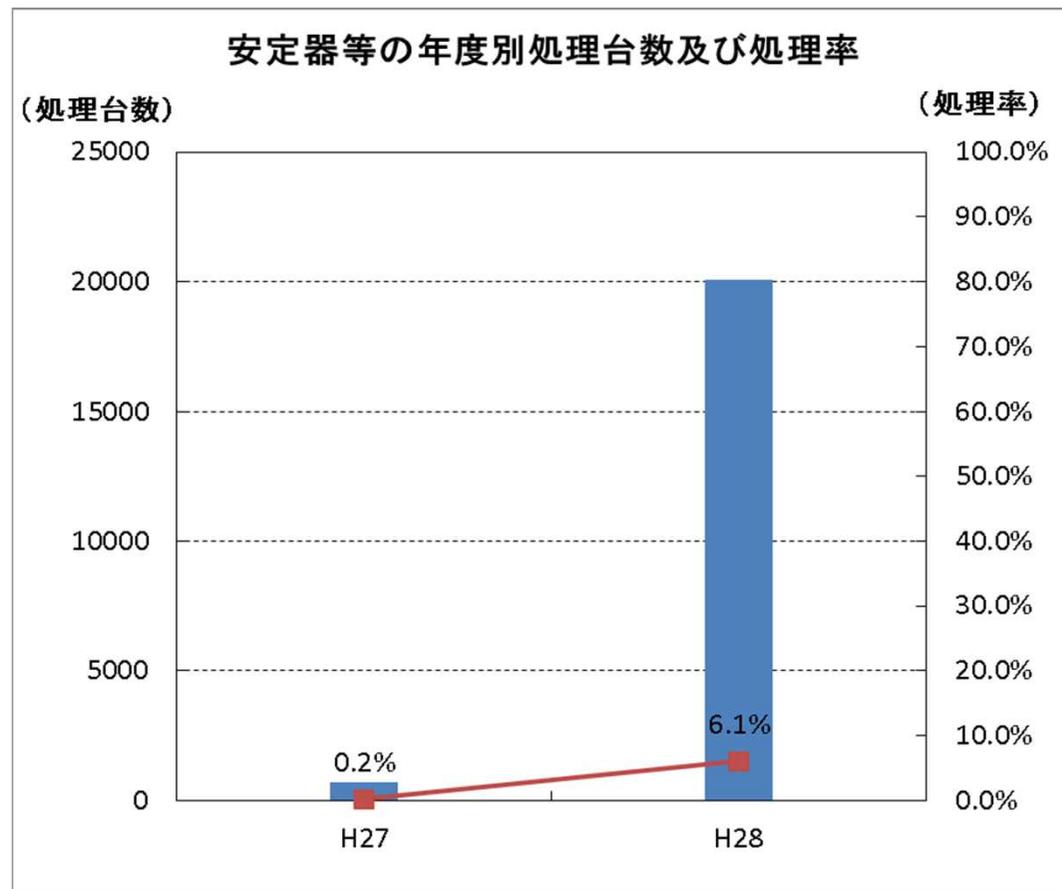
県内の高濃度PCB処理状況（2）

（JESCO大阪の処理状況）



トランス、コンデンサー同様、順調に処理が行われている。

（JESCO北九州の処理状況）



H30.3末でJESCO北九州での変圧器・コンデンサーの処理が終了予定。

今後、安定器等の処理が加速される見込みである。

県の実施する掘り起こし調査

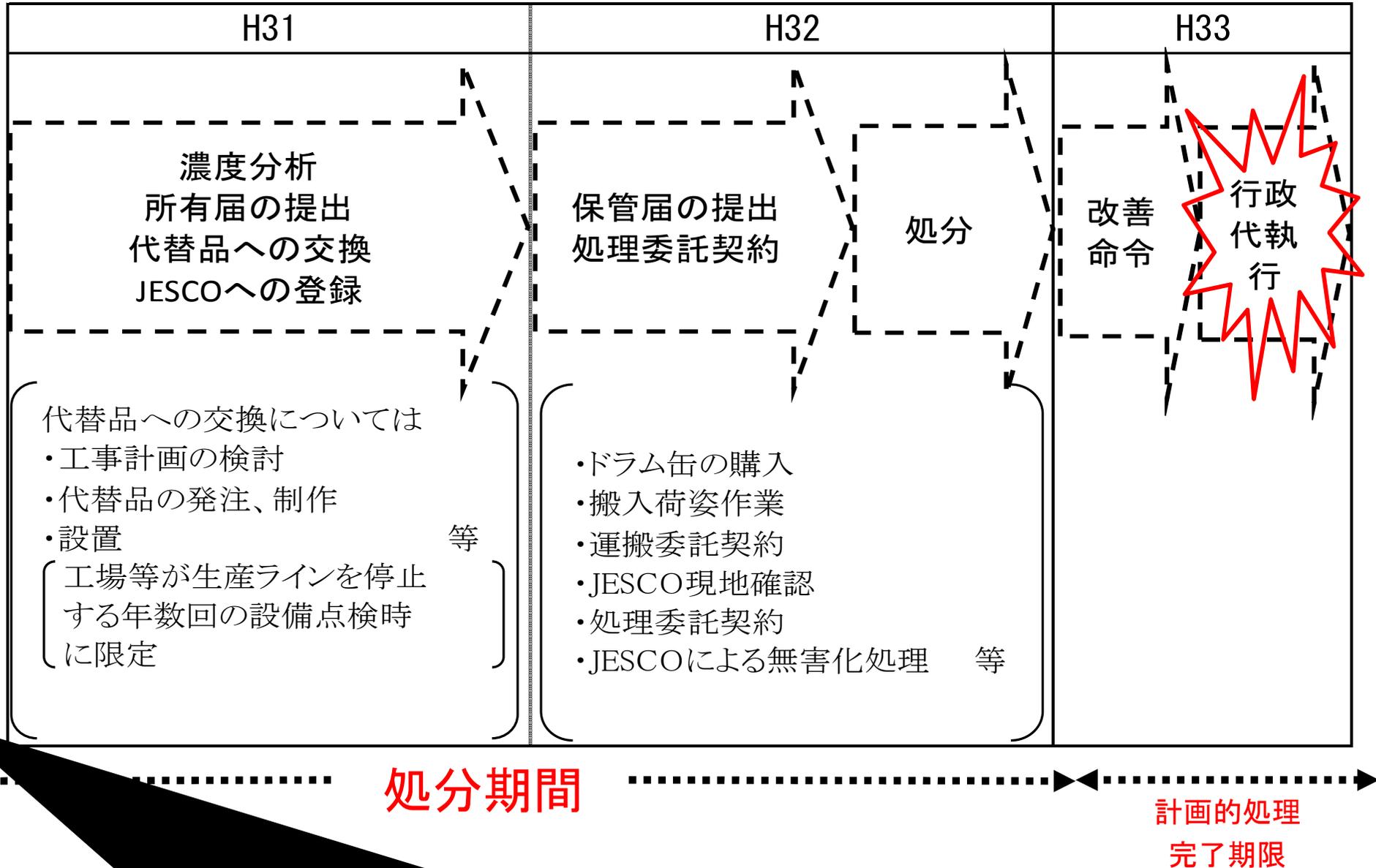
掘り起こし調査とは？

管内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物をアンケート調査等により網羅的に把握するもの。

環境省のPCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアルを基に各都道府県で調査を実施している。

年 度	調査対象	対象機器	調査数
H29	自家用工作物設置事業者	変圧器、コンデンサー、 (安定器)	17,000件
H30(予定)	S52年以前の建物の所有者	安定器	約17,000件
H31～ (予定)	未回答、不明事業者	変圧器、コンデンサー、 安定器	—

掘り起こし調査後の対応



PCB使用製品、PCB廃棄物の把握漏れがないか早急に確認願います！

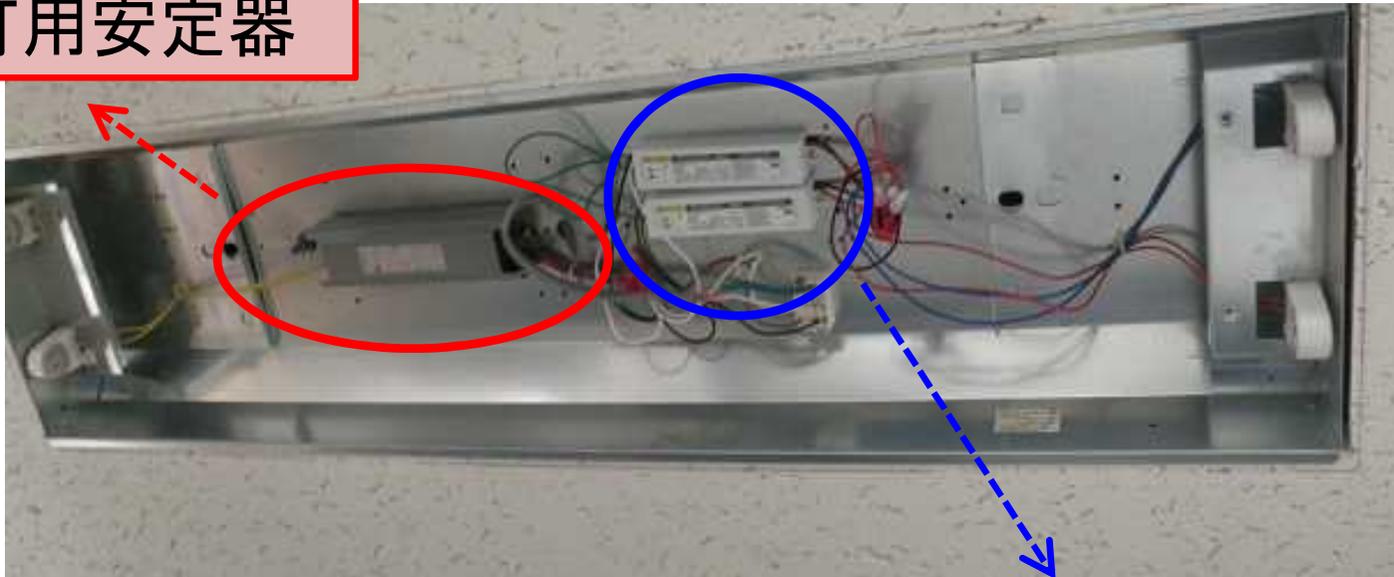
【参考資料】

○蛍光灯安定器について

LED化された事務所等の照明であっても、必要のない蛍光灯安定器が回路から切断されて残っている可能性があります。

念のため、ご確認ください。

蛍光灯用安定器



LED用安定器

【メモ欄】